

岩手県警察本部庁舎の管理に関する訓令

(昭和57年3月8日警察本部訓令第3号)

〔沿革〕平成7年3月警察本部訓令第10号、平成16年5月警察本部訓令第13号改正

警 察 本 部
警 察 学 校 署
警 察 署

岩手県警察本部庁舎の管理に関する訓令を次のように定める。

岩手県警察本部庁舎の管理に関する訓令

(目的)

第1条 この訓令は、県庁舎管理規則(昭和41年岩手県規則第33号)に定めるもののほか、岩手県警察本部庁舎(以下「本部庁舎」という。)の管理について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 管理者 公有財産の所管及び分掌の特例に関する規則(昭和39年岩手県規則第41号)別表第1の管理の欄に掲げる者をいう。
- (2) 本部所属長 岩手県警察組織規則(昭和49年岩手県公安委員会規則第2号)第34条に規定する課長等のうち、本部庁舎において勤務する課長等をいう。

(室責任者)

第3条 本部所属長を室責任者とし、室責任者は、管理者の指定する事務室等について、その適正な管理及び秩序の維持に当たるものとする。

2 前項の事務室等の指定は、別に定める。

(出入口の開閉)

第4条 本部庁舎の出入口の扉は、常時開扉しておくものとする。ただし、庁舎管理上必要がある場合は、開閉時刻を定めることができる。

(かぎの保管)

第5条 本部庁舎等の出入口及び各課室等のかぎは、会計課又は本部当直において保管するものとする。

2 各課室等の出入口のかぎは、使用する職員が当直員から受領し、勤務時間中は室責任者が保管し、勤務時間外は最後に退室する職員が当直員に返還しなければならない。

(管理者の承認を要する行為)

第6条 本部庁舎において、次の各号に掲げる行為をしようとする者があるときは、あらかじめ物品の移動販売等承認申請書(様式第1号)又は庁舎掲示承認申請書(様式第2号)を提出させなければならない。この場合において、管理者が、申請に係る行為が軽易なものと認めるときは、承認申請簿(様式第3号)に記入させることにより、これに代えることができる。

- (1) 物品の移動販売、宣伝、寄附の募集、契約の勧誘その他これに類する行為をしようとするとき。
- (2) 文書、図画その他印刷物を配布しようとするとき。
- (3) ポスター、はり紙、掲示板、立て看板等を掲示しようとするとき。
- (4) 講演、集会等をしようとするとき。
- (5) 見学等のため団体で庁舎に立入るとき。
- (6) その他庁舎の管理及び秩序維持のため管理者が制限する必要があると認める行為をするとき。

2 管理者は、前項の承認申請があつた場合はこれを審査し、支障がないと認めるときは、物品の移動販売等承認指令書(様式第4号)又は庁内掲示承認指令書(様式第5号)を交付するものとする。この場合において、軽易なものについては、口頭又は証印スタン

プをもつてこれに代えることができる。

3 管理者は、前項の承認をする場合において、必要な条件を付し、又は指示することができる。

4 管理者は、第2項の承認を受けた者がその承認内容に相違する行為をし、又は前項の条件若しくは指示に違反したときは、その承認を取消することができる。

(陳情等の人数の制限)

第7条 管理者は、陳情等しようとする者に対して、庁舎の管理及び秩序を維持するため必要があるときは、その人数、面会時間及び面会場所を指定することができる。

(本部庁舎への出入りの制限)

第8条 管理者又は管理者が指定する職員は、本部庁舎の管理及び秩序を維持するため必要があると認めるときは、本部庁舎に出入りしようとする者に対し、住所、氏名、出入りの目的等を質問し、その出入りを拒むなど必要な措置を講ずることができる。

(退去命令等)

第9条 管理者は、次の各号の一に該当すると認められる者に対し、本部庁舎の管理及び秩序を維持するため必要があると認めるときは、その行為を禁止し、又は本部庁舎から退去を命ずることができる。

(1) 銃器、凶器その他危険物を本部庁舎に持ち込む者又は持ち込もうとする者

(2) 立入りを禁止した場所に立入り、又は立入ろうとする者

(3) 本部庁舎において金銭、物品等の寄附を強要し、又は押売りをした者

(4) その他本部庁舎の管理及び秩序を維持するため支障となる行為をし、又はそのおそれのある者

(撤去命令等)

第10条 管理者は、次の各号の一に該当する者がある場合において、本部庁舎の管理及び秩序を維持するため必要があると認めるときは、その所有者、占有者又は当該各号に規定する行為をした者にその撤去又は搬出を命ずることができる。

(1) 本部庁舎に持ち込まれた銃器、凶器その他の危険物

(2) その他本部庁舎の秩序を乱し、又は乱すおそれがあると認められる物

2 前項の命令に従わないとき、又は同項各号の物件の所有者、占有者若しくは同項各号に規定する行為をした者が判明しないときは、管理者においてこれを撤去し、又は搬出することができる。

(美観の保持)

第11条 管理者は、本部庁舎の清潔、整とんについて必要な措置を講じなければならない。

2 管理者は本部庁舎の清潔、整とんその他美観を保持するため必要があると認めるときは、職員その他の者に対し、必要な指示を行うことができる。

(防火管理)

第12条 本部庁舎における防火管理については、別に定める。

(会議室等の使用)

第13条 会議室等を使用しようとするときは、管理者の承認を受けなければならない。

2 前項の会議室等の使用承認に係る手続は、別に定める。

(駐車場所等の指定)

第14条 管理者は、本部庁舎において自動車その他車両等の駐車場所等を指定するものとする。

2 管理者は、本部庁舎の管理のため必要があると認めるときは、駐停車禁止その他必要な措置を講ずることができる。

(当直勤務時間内における庁舎の管理)

第15条 当直勤務時間内における本部庁舎の管理については、第6条及び第7条に規定する場合を除き、総合当直責任者が管理者の職務を代行するものとする。

2 総合当直責任者は、第9条による禁止若しくは退去を命じ、又は第10条による撤去等を命じたときは、管理者に報告しなければならない。

(準用規定)

第16条 この訓令は、本部庁舎以外において本部職員が使用する庁舎（附属建物及び敷地を含む。以下同じ。）及び施設（警察署長その他の者が管理する庁舎内に設けられた施設をいう。以下同じ。）の管理について準用する。

2 前項の庁舎及び施設の管理者は、当該所属長とする。

附 則

この訓令は、昭和57年3月8日から施行する。

附 則（平成7年3月31日警察本部訓令第10号）

この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、昭和16年5月21日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

物品の移動販売等承認申請書

年 月 日

岩手県知事 殿

申請人
住所
氏名 印

警察本部庁舎において、次のとおり物品の移動販売等を行いたいので、承認して下さい。

- 1 内容又は種類
- 2 場所
- 3 期間又は時間
- 4 従事者
- 5 その他

様式第2号(第6条関係)

庁内掲示承認申請書

年 月 日

岩手県知事 殿

申請人
住所
氏名 印

警察本部庁舎に次のとおり掲示したいので承認して下さい。

- 1 掲示目的
- 2 掲示物件
- 3 掲示期間又は時間
- 4 掲示場所
- 5 その他

様式第3号(第6条関係)

承認申請簿

会計課

決 裁						申 請 者 及 び 申 請 事 項				
課長	調査官	次長	補佐	係長	主任	申請	申請者住所、氏名	申請行為	期間	備考

様式第4号(第6条関係)

物品の移動販売等承認指令書

岩手県指令 第 号

申請人
住所
氏名

年 月 日付で申請のあつた警察本部庁舎における物品の移動販売等許可申請については、次のとおり承認する。

年 月 日

岩手県知事 氏 名印

- 1 内容又は種類
- 2 場所
- 3 期間又は時間
- 4 従事者
- 5 その他

様式第5号(第6条関係)

庁内掲示承認指令書

岩手県指令 第 号

申請人
住所
氏名

年 月 日付で申請のあつた警察本部庁舎の掲示承認申請については、次のとおり承認する。

年 月 日

岩手県知事 氏 名印

- 1 目的
- 2 物件
- 3 期間又は時間
- 4 場所
- 5 その他